

附属書一（第二章関係） 第二十一条の規定に関する表

第一編 一般的注釈

- 1 この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。
- 2 この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
- 3 この附属書の適用上、「基準税率」とは、各締約国の表の3欄に定める税率であって、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。
- 4 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
 - (a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
 - (b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

5 この附属書の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第二編

第一節 日本国の表についての注釈

1 第二十一条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に完全に撤廃し、当該原産品は、無税とする。

(b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(c) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か

ら行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(e) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(f) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十六年目の四月一日から無税とする。

(g) 表の4欄に「B16」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十七回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十七年目

の四月一日から無税とする。

(h) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、2(a)から(e)までに規定する条件であつて、表の5欄に示されるものに従い、削減する。

(i) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、2(f)から(k)までに規定する条件であつて、表の5欄に示されるものに従う。

(j) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、(a)から(i)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、及びこの協定の効力発生の日から五年目に両締約国が交渉する。

(k) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2 次の(a)から(k)までに規定する条件は、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(a) 関税率については、この協定の効力発生の日から、二パーセントとする。

(b) 関税率については、この協定の効力発生の日から、三パーセントとする。

- (c) 関税率については、この協定の効力発生の日から、四パーセントとする。
 - (d) 関税率については、この協定の効力発生の日から、五パーセントとする。
 - (e) 関税率については、この協定の効力発生の日から、八パーセントとする。
 - (f)(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
 - (aa) 一年目については、千メートル・トン
 - (bb) 二年目については、二千メートル・トン
 - (cc) 三年目については、三千メートル・トン
 - (dd) 四年目については、四千メートル・トン
 - (ee) 五年目及びそれ以降の各年については、五千メートル・トン
 - (B) 枠内税率は、次のとおりとする。
 - (aa) 課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭以下の原産品については、一キログラムにつき四百八十二円とする。

(bb) 課税価格が一キログラムにつき五百三十三円五十三銭を超え、五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額以下の原産品については、一キログラムにつき五百三十五円五十三銭と課税価格との差額とする。

(cc) 課税価格が一キログラムにつき五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額を超える原産品については、二・二パーセントとする。

(c) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(ii) 表の5欄に「f」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(iii) この(f)の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、日本国の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。

(g)(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (aa) 一年目については、三千五百メートル・トン
 - (bb) 二年目については、四千メートル・トン
 - (cc) 三年目については、四千五百メートル・トン
 - (dd) 四年目については、五千メートル・トン
 - (ee) 五年目及びそれ以降の各年については、五千五百メートル・トン
- (B) 枠内税率は、次のとおりとする。
- (aa) 表の2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品については、三・六パーセントとする。
 - (bb) 表の2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品については、六・八パーセントとする。
 - (cc) 表の2欄に三個の星印（***）を付した品目に分類される原産品については、七・六パーセントとする。

- (dd) 表の2欄に四個の星印（****）を付した品目に分類される原産品については、十・七パーセントとする。
- (ee) 表の2欄に五個の星印（*****）を付した品目に分類される原産品については、十九・一パーセントとする。
- (ff) 表の2欄に六個の星印（*****）を付した品目に分類される原産品については、それぞれ次のとおりとする。
 - (AA) 一年目及び二年目については、十・七パーセント
 - (BB) 三年目及びそれ以降の各年については、八・五パーセント
- (C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (ii) 表の5欄に「(g)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (h)(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
 - (aa) 一年目については、千五百メートル・トン
 - (bb) 二年目については、三千メートル・トン
 - (cc) 三年目については、四千五百メートル・トン
 - (dd) 四年目については、五千五百メートル・トン
 - (ee) 五年目及びそれ以降の各年については、六千五百メートル・トン
- (B) 枠内税率は、無税とする。
- (C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (ii) 表の5欄に「(h)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
 - (aa) 一年目については、五百メートル・トン
 - (bb) 二年目については、千メートル・トン
 - (cc) 三年目については、二千メートル・トン
 - (dd) 四年目については、三千メートル・トン
 - (ee) 五年目及びそれ以降の各年については、四千メートル・トン
- (B) 枠内税率は、無税とする。
- (C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (ii) 表の5欄に「(i)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (j)(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (A) 合計割当数量は、各年につき百メートル・トンとする。
 - (B) 枠内税率は、無税とする。
 - (C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (ii) 表の5欄に「(j)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (k) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
 - (A) 合計割当数量は、各年につき十メートル・トンとする。
 - (B) 枠内税率は、無税とする。
 - (C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
 - (ii) 表の5欄に「(k)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

3 前編1の規定は、統一システムの第〇二〇三・二二二号、第〇二〇三・二九号、第〇七〇三・一〇号、第七四〇三・一三号、第七四〇三・一九号、第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号に分類される原産品について課される関税であつて、2(f)又は次節の日本国の表の3欄に定める特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4 第三十条2(b)の規定の適用上、次節の日本国の表の5欄に「G」を掲げた品目に分類される原産品については、二千九年四月一日における実行最恵国税率が、当該原産品の基準税率に代わつて適用される。

5 関税割当ての実施に当たつては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、一年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この5の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする)。

6 次節の日本国の表の5欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品については、この附属書に基づく関税上の特惠待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。

7 この節の規定に基づく関税割当て及び品目証明書の詳細及び手続については、第三節に定める。

第二節 日本国の表

1	品名	3	4	5
<p>関税率表番号</p> <p>第一類 〇一・〇一 〇一〇一・一〇</p>	<p>動物（生きているものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの 馬</p> <p>サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） その他のもの ろ馬、ら馬及びヒニー その他のもの</p>	<p>基準税率</p>	<p>区分</p> <p>A X A A</p>	<p>注釈</p>
〇一〇一・九〇				

○一・〇二	馬	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	
○一・〇二		その他のもの	
○一・〇二・一〇		軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	
○一・〇二・九〇		その他のもの	
○一・〇二		ろ馬、ら馬及びヒニー	
○一・〇二・一〇		牛（生きているものに限る。）	
○一・〇二・一〇		純粋種の繁殖用のもの	
○一・〇二・九〇		その他のもの	
		水牛	
		その他のもの	
○一・〇三		豚（生きているものに限る。）	
○一・〇三・一〇		純粋種の繁殖用のもの	
		その他のもの	
○一・〇三・九一		一頭の重量が五〇キログラム未満のもの	
○一・〇三・九二		一頭の重量が五〇キログラム以上のもの	
○一・〇四		羊及びやぎ（生きているものに限る。）	
○一・〇五		家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	
			A
			A X X
			A
			X A
			A
			A X A
			A

〇一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）		A
<p>第二類</p> <p>〇二・〇一</p> <p>〇二・〇二</p> <p>〇二・〇三</p> <p>〇二〇三・一一</p> <p>〇二〇三・一九</p> <p>〇二〇三・二二</p>	<p>肉及び食用のくず肉</p> <p>牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>牛の肉（冷凍したものに限る。）</p> <p>豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）</p> <p>生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>枝肉及び半丸枝肉</p> <p>いのししのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>骨付きの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）</p> <p>いのししのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>いのししのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>枝肉及び半丸枝肉</p> <p>いのししのもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>X X</p> <p>X A</p> <p>X A</p> <p>X A</p> <p>X A</p> <p>X A</p> <p>X A</p>	<p>A</p>

○二〇三・二二	○二〇三・二九	○二〇五・〇〇	○二〇六・一〇	○二〇六・二二	○二〇六・二二	○二〇六・二九	○二〇六・三〇	○二〇六・四一
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）

いのししのもの

その他のもの

その他のもの

いのししのもの

その他のもの

羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

馬、ろ馬、ら馬又はヒニの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニのものです、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

牛のもの（冷凍したものに限る。）

舌

肝臓

その他のもの

豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

いのししのもの

その他のもの

豚のもの（冷凍したものに限る。）

肝臓

その他のもの

X	A	X	X	X	X	A	A	Q	A	Q	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(f)

(f)

○二〇六・四九
○二〇六・八〇
○二〇六・九〇
○二・〇七
○二〇七・一一
○二〇七・一二
○二〇七・一三
○二〇七・一四

いのししのもの

その他のもの

その他のもの

いのししのもの

その他のもの

その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

その他のもの（冷凍したものに限る。）

肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの

分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）***

分割してないもの（冷凍したものに限る。）***

分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

骨付きのもの***

その他のもの

分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

肝臓

その他のもの

骨付きのもの**

その他のもの***

Q	Q	A	X	Q	Q	A	A	X	A	X	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(g)	(g)			(g)	(g)						
-----	-----	--	--	-----	-----	--	--	--	--	--	--

〇二〇七・二四	七面鳥のもの 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇二〇七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		
〇二〇七・二六	分割したものと及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇二〇七・二七	分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		
〇二〇七・三二	あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	あひるのもの		九・六%
	その他のもの		B 10
〇二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		
〇二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	あひるのもの		九・六%
	その他のもの		B 10
〇二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）		
〇二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
〇二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		
〇二・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並び		A

<p>第三類</p> <p>〇三・〇一</p> <p>〇三〇一・一〇</p> <p>〇三〇一・九一</p>	<p>〇二一〇・一一</p> <p>〇二一〇・一二</p> <p>〇二一〇・一九</p> <p>〇二一〇・二〇</p> <p>〇二一〇・九一</p> <p>〇二一〇・九二</p> <p>〇二一〇・九三</p> <p>〇二一〇・九九</p>
<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚（生きているものに限る。）</p> <p>観賞用の魚</p> <p>こい及び金魚</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の魚（生きているものに限る。）</p> <p>ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ</p>	<p>に肉又はくず肉の食用の粉及びミール</p> <p>豚の肉</p> <p>骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）</p> <p>ばら肉及びこれを分割したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>牛の肉</p> <p>その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）</p> <p>霊長類のもの</p> <p>鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの</p> <p>爬虫類（蛇及び亀を含む。）のもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>三・五%</p>	<p>四・二%</p>
<p>A B 5 5</p>	<p>X A B A X X X X 5 5</p>

〇三〇一・九二	ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル） 養魚用の稚魚 その他のもの	三・五%	B 5	A
〇三〇一・九三	うなぎ（アングイルラ属のもの） 養魚用の稚魚 その他のもの	三・五%	B 5	A
〇三〇一・九四	こい 養魚用の稚魚 その他のもの	三・五%	B 5	A
〇三〇一・九五	くろまぐろ（トウヌス・テイヌス） 養魚用の稚魚 その他のもの			
〇三〇一・九九	みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ） 養魚用の稚魚 その他のもの			
〇三〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限定のものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他 養魚用の稚魚 その他のもの			

〇三〇二・三二	の魚肉を除く。)		X
〇三〇二・一一	さけ科のもの (肝臓、卵及びしらを除く。)		
〇三〇二・一二	ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)		X
〇三〇二・一九	太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)		X X
〇三〇二・二二	その他のもの		
〇三〇二・二三	ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)		
〇三〇二・二九	ハリバット (レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロソス・ヒポグロソス及びヒポグロソス・ステノレピス)	三・五%	B 5
〇三〇二・二二	プレイス (プレウロネクテス・プラテサ)	三・五%	B 5
〇三〇二・二三	ソール (ソレア属のもの)	三・五%	B 5
〇三〇二・三二	その他のもの		
〇三〇二・三二	まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス) ・ペラミス) (肝臓、卵及びしらを除く。)		X
〇三〇二・三二	びんながまぐろ (トウヌス・アラルンガ)		X

○三〇二・三二	きはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)		
○三〇二・三三	かつお		
○三〇二・三四	めばちまぐろ (トウヌス・オベスス)		
○三〇二・三五	くろまぐろ (トウヌス・テイヌス)		
○三〇二・三六	みなみまぐろ (トウヌス・マツコイイ)		
○三〇二・三九	その他のもの		
○三〇二・四〇	にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇二・五〇	コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇二・六一	その他の魚 (肝臓、卵及びしらを除く。)		
	いわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディ ノプス属又はサルディネルラ属のもの)		
	サルディノプス属のもの		
	その他のもの		
○三〇二・六二	ハドック (メラノグラナムス・アイグレフィヌス)	三・五%	B 5
○三〇二・六三	コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)	三・五%	B 5
○三〇二・六四	さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベ ル・ヤポニクス)	二・五%	B 5
○三〇二・六五	さめ		
			X
			X
			X
			X
			X
			X
			X
			X

〇三〇二・六六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	三・五%	B 5
〇三〇二・六七	めかじき（クスイフィアス・グラデイウス）	三・五%	X B 7
〇三〇二・六八	めろ（デイソステイクス属のもの）		
〇三〇二・六九	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
	その他のもの		
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	二%	B 5
	その他のもの		
	かじき（まかじき科のもの）		X
	さわら	三・五%	B 3
	その他のもの		
〇三〇二・七〇	肝臓、卵及びしらこ		
	にしん（クルペア属のもの）の卵	五・六%	B 5
	たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		X
	その他のもの	三・五%	B 5
〇三・〇三	魚（冷凍したものに限りものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		

○三〇三・一一	太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇三・一九	べにぎけ (オンコルヒュンクス・ネルカ)		
○三〇三・二一	その他のもの		
○三〇三・二二	その他のさけ科のもの (肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇三・二九	ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)		三・五%
○三〇三・三一	大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)		
○三〇三・三二	その他のもの		
○三〇三・三三	ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇三・三九	ハリバット (レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)		三・五%
	プレイス (プレウロネクテス・プラテサ)		三・五%
	ソール (ソレア属のもの)		三・五%
	その他のもの		
	まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウテイヌス (カツオヌス) ・ペラミス)		三・五%
		X X	P
		B 5	B 5
		B 5	B 5
		B 5	B 5

(a)

○三〇三・四一	(肝臓、卵及びしらこを除く。)								
○三〇三・四二	びんながまぐろ (トウヌス・アラルンガ)								
○三〇三・四三	きはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)								
○三〇三・四四	かつお								
○三〇三・四五	めばちまぐろ (トウヌス・オベスス)								
○三〇三・四六	くろまぐろ (トウヌス・テイヌス)								
○三〇三・四九	みなみまぐろ (トウヌス・マツコイイ)								
	その他のもの								
	にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ) 及びコツド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス) (肝臓、卵及びしらこを除く。)								
○三〇三・五一	にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)								
○三〇三・五二	コツド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)								
	めかじき (クスイフィアス・グラデイウス) 及びめろ (デイソステイクス属のもの) (肝臓、卵及びしらこを除く。)								
○三〇三・六一	めかじき (クスイフィアス・グラデイウス)								
○三〇三・六二	めろ (デイソステイクス属のもの)								
	その他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)								
○三〇三・七一	いわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)								
		三・五%	三・五%					三・五%	三・五%
		B	P	X	X	X	X	P	P
		10							X
		(a)						(a)	(a)

〇三〇三・七二	サルディノプス属のもの	一〇%	P
〇三〇三・七三	その他のもの	三・五%	B 5
〇三〇三・七四	ハドック (メラノグララムス・アイグレフィヌス)	三・五%	B 5
〇三〇三・七五	コールフィツシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)	三・五%	B 5
〇三〇三・七六	さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	二・五%	B 5
〇三〇三・七七	さめ	三・五%	B 5
〇三〇三・七八	うなぎ (アングイルラ属のもの)	三・五%	B 5
〇三〇三・七九	シーバス (ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プリンクタウス)	三・五%	B 5
	ヘイク (メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	三・五%	B 5
	メルルシウス属のもの	三・五%	B 5
	ウロフュキス属のもの	三・五%	B 5
	その他のもの	三・五%	B 5
	にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属又はテラグラ属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)	三・五%	B 5
	その他のもの	三・五%	B 5
	バラクーダ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及び	三・五%	B 5
	その他のもの	三・五%	B 5
	その他のもの	三・五%	B 5

(e)

〇三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらか	にしん（クルペア属のもの）の卵	たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	その他のもの	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限定したものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）	生鮮のもの及び冷蔵したもの	めかじき（クスイフィアス・グラデイウス）	めろ（ディソステイクス属のもの）	その他のもの	フィレ	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）
〇三〇四・一一	たい										
〇三〇四・一二	ししやも										
〇三〇四・一九	その他のもの										
	かじき（まかじき科のもの）										
	さわら										
	たちうお										
	その他のもの										
	二・八%										
	二%										
	B 5										
	B 5										
	B 3										
	A X										
	三・五%										
	三・五%										
	四%										
	B 5										
	X B										
	A X										
	三・五%										
	B 10										

<p>の)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>くろまぐろ(トウヌス・テイヌス)及びみなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>バラクーダ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</p> <p>さめ</p> <p>その他のもの</p> <p>くろまぐろ(トウヌス・テイヌス)及びみなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)</p>	<p>二・五%</p> <p>二%</p>	<p>三・五%</p>
--	-----------------------	-------------

X	B 5	B 5	X	B 10	X	X
---	--------	--------	---	---------	---	---

○三〇四・二一	冷凍したファイル	三・五%	B	5	(a)
○三〇四・二二	めかじき (クスイフィアス・グラデイウス)	三・五%	B	P	(a)
○三〇四・二二	めろ (デイソステイクス属のもの)	三・五%	B	P	(a)
○三〇四・二九	その他のもの	三・五%	B	P	(a)
○三〇四・九一	にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)	三・五%	B	P	(a)
○三〇四・九二	まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかじき (まかじき科のもの)	三・五%	B	P	(a)
○三〇四・九二	さけ科のもの	三・五%	B	P	(a)
○三〇四・九二	その他のもの	三・五%	B	P	(a)
○三〇四・九二	その他のもの	三・五%	B	P	(a)
○三〇四・九二	にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、	三・五%	B	P	(a)
○三〇四・九二	その他のもの	三・五%	B	P	(a)

○三〇五・二〇	さけ科のもの卵	三・五% B 7
○三〇五・一〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）	八・四% B 7
○三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	X
○三〇五・一〇	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	三・五% A B 5
○三〇五・一〇	その他のもの	X
○三〇五・一〇	くろまぐろ（トウヌス・テイヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）	二・八% B 5
○三〇五・一〇	ふぐ	二・五% B 5
○三〇五・一〇	その他のもの	二% B 5
○三〇五・一〇	いわし（エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X
○三〇五・一〇	その他のもの	X
○三〇五・一〇	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	二・五% B 5
○三〇五・一〇	さめ	二・八% B 5
○三〇五・一〇	ししゃも	二・五% B 5
○三〇五・一〇	その他のもの	二% B 5

〇三〇五・三〇	<p>たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 こんぶかずのこ その他のもの</p> <p>魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）</p> <p>さけ科のもの その他のもの</p> <p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</p> <p>その他のもの</p> <p>くん製した魚（フィレを含む。）</p> <p>太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）</p> <p>にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）</p> <p>その他のもの</p>	一〇・五%	B 7 X
〇三〇五・四二 〇三〇五・四九	<p>にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）</p> <p>その他のもの</p>	一〇%	B 7 X
	<p>さけ科のもの</p> <p>その他のもの</p>	八・四%	B 5
	<p>たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵</p> <p>こんぶかずのこ</p> <p>その他のもの</p>	一〇%	A B 7 X

<p>○三〇五・五一 ○三〇五・五九</p>	<p>乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。） コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス） その他のもの さけ科のもの その他のもの</p>	X
<p>○三〇五・六一 ○三〇五・六二 ○三〇五・六三 ○三〇五・六九 ○三・〇六</p>	<p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエンングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） その他のもの 塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚 にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ） コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス） かたくちいわし（エンングラウリス属のもの） その他のもの 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適す</p>	X X X X A X

○三〇六・一一	るものに限る。） 冷凍したもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）
○三〇六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）
○三〇六・一三	シュリンプ及びプローン
○三〇六・一四	かに
○三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） えび その他のもの 冷凍してないもの
○三〇六・二一	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの
○三〇六・二二	ロブスター（ホマルス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの
○三〇六・二三	シュリンプ及びプローン

四%	四%	七%	四%
B 5	B 5	B 5	B 5
A	A	A	A A A
G	G		

〇三〇六・二四	<p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの かに 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの ずわいがに（キオノエセテス属のもの） その他のもの その他のもの</p>	<p>四% B 5 A G</p>
〇三〇六・二九	<p>その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの えび その他のもの その他のもの えび その他のもの</p>	<p>一〇% B 10 四% B 5 X 七% B 7 A G</p>
〇三・〇七	<p>軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p>	<p>一〇% B 7 四% B 5 G</p>

○三〇七・一〇
○三〇七・二一
○三〇七・二九
○三〇七・三一
○三〇七・三九
○三〇七・四一
○三〇七・四九

かき	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの
	その他のもの
	スキャロップ（ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
	その他のもの
	い貝（ミユテイルス属又はペルナ属のもの）
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
	その他のもの
	冷凍したもの
	その他のもの
	いか（セピア・オフイキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオテイウチス属のもの）
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
	その他のもの
	冷凍したもの
	もんごういか
	その他のもの
	その他のもの

								一〇・五%	七%	
X	P	B 5	X	B 10	B 10	B 10	X	X	B 5	B 3

(b)

〇三〇七・五一	たこ（オクトパス属のもの）	〇三〇七・五九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	〇三〇七・六〇	その他のもの		冷凍したもの		その他のもの		かたつむりその他の巻貝（海棲 ^{せい} のものを除く。）		生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの		その他のもの		その他のもの（水棲 ^{せい} 無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	〇三〇七・九一	水棲 ^{せい} 無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）		貝柱及びいか		その他のもの		はまぐり		その他のもの		赤貝（生きているものに限る。）		うに及びあわび		くらげ
五%	B 3	G	五%	B 3	G	一〇%	B 7		七%	B 7		一〇%	B 7			X	A	三・五%	B 3		七%	B 3		七%	A		七%	B 5							

〇三〇七・九九

その他のもの	
あさり	
しじみ	
その他のもの	
軟体動物	
その他のもの	
その他のもの	
冷凍したもの	
貝柱	
いか	
もんごういか	
その他のもの	
アメリカおおかいか（ドシデイクス・ギガス）（全形のもの及び断片状のもので、一個の重量が一キログラム以上のものに限るものとし、粉状、ミール状又はペレット状のものを除く。）	
その他のもの	
うに、くらげ及びなまこ	
うに	
くらげ	
その他のもの	

七%	七%	七%		五%	三・五%		七%	七%		
B 10	B 5	B 3	X	B 10	B 5	X	B 7	X	B 5	A

*

	<p>その他のもの</p> <p>はまぐり</p> <p>その他のもの</p> <p>あわび</p> <p>あさり及びしじみ</p> <p>その他のもの</p> <p>スキヤロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>貝柱及びいか</p> <p>うに、くらげ及びなまこ</p> <p>くらげ</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>はまぐり（乾燥したものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>七・五%</p> <p>七%</p> <p>七%</p> <p>七%</p> <p>七%</p> <p>七%</p> <p>七%</p> <p>七%</p> <p>七%</p> <p>五・三%</p> <p>九%</p>	<p>B 5</p> <p>A</p> <p>B 5</p> <p>X</p> <p>B 10</p> <p>X</p> <p>B 7</p> <p>B 5</p> <p>B 5</p>	<p>G</p>
--	---	---	---	----------

第四類	酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	
○四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	X
○四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	X
○四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）	X
○四〇二・二一	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）	X
○四〇二・二九	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	X
○四〇二・九一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	X
○四〇二・九九	脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの	R
○四〇二・三三	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	X
○四〇二・九九	その他のもの	X
○四〇二・九九	その他のもの	X
○四〇二・九九	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	X

○四・〇四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		
○四・〇五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド		X
○四・〇六	チーズ及びカード		X
○四・〇七・〇〇	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）		X
	ふ化用のもの		A
	その他のもの		
○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	卵黄		
○四・〇八・一一	乾燥したものの	一八・八%	B 15
○四・〇八・一九	その他のもの	二〇%（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従	B 15

第七類	第六類	第五類	○四〇九・〇〇 ○四一〇・〇〇 ○四〇八・九一 ○四〇八・九九	乾燥したもの その他のもの その他のもの	食用の野菜、根及び塊茎	装飾用の葉 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	天然蜂蜜 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	量税率） 二一・三％ 二一・三％ （その率が一 キログラムに つき五一円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）
	A	A	A X	B B 15 15					

〇七〇九・七〇	〇七〇九・九〇	〇七・一〇	〇七〇一・一〇	〇七〇一・二一	〇七〇一・二二	〇七〇一・二九	〇七〇一・三〇	〇七〇一・四〇	〇七〇一・八〇	〇七〇一・九〇
---------	---------	-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

ほうれん草、つるな及びやまほうれん草

その他のもの

スイートコーン

その他のもの

冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）

ばれいしょ

豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）

えんどう（ピスム・サティヴム）

ささげ属又はいんげんまめ属の豆

その他のもの

枝豆

その他のもの

ほうれん草、つるな及びやまほうれん草

スイートコーン

その他の野菜

ごぼう

その他のもの

ブロッコリー

その他のもの

野菜を混合したもの

	六%	六%	一二%	一〇・六%	六%	八・五%	六%	八・五%	八・五%	八・五%	六%	
	B 7	B 5	B 10	B 10	B 10	B 7	B 5	B 7	B 7	B 7	A B 10	A

	その他のもの		七・五 九%	B 7
	たけのこ			B 7
	その他のもの			G
○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）			
○七・一三・一〇	えんどう（ピスマ・サテイヴム） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適する ようにしたもの その他のもの			A
	播種用 ^は のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに より証明されたもの その他のもの			A
○七・一三・二〇	ひよこ豆			A
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆			A
○七・一三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）			A
○七・一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）			X
○七・一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適する ようにしたもの その他のもの			A

○七二三・三九	<p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p>	X A
○七二三・四〇 ○七二三・五〇	<p>ひら豆</p> <p>そら豆（ヴィキア・フアバ変種マヨル、ヴィキア・フアバ変種エクイナ及びヴィキア・フアバ変種ミノル）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	A X A
○七二三・九〇	<p>その他のもの</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	X A A

	<p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用^はのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	
○七・一四	<p>カッサバ芋、アロートルト、サレツプ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴヤしの髓</p>	
○七・一四・一〇	<p>カッサバ芋</p> <p>冷凍したもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>粉又はミールのペレット</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p>	<p>一一％</p> <p>B 10</p> <p>A</p>
		<p>X</p> <p>A</p> <p>X A</p> <p>A</p>

<p>第八類</p> <p>○八・〇一</p> <p>○八・〇二</p> <p>○八〇二・一一</p>	<p>○七一四・二〇</p> <p>○七一四・九〇</p>	<p>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに 限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてある かないかを問わない。） アーモンド 殻付きのもの</p>	<p>その他のもの 飼料用のもの 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの かんしょ 冷凍したもの その他のもの その他のもの 冷凍したもの さといも その他のもの その他のもの</p>	<p>A</p>	<p>九%</p> <p>一二・八%</p> <p>一二・二%</p> <p>九%</p>	<p>A</p>	<p>B 7</p> <p>B 10</p> <p>B 7</p> <p>B 15</p> <p>B 15</p> <p>B 10</p> <p>A</p>
---	-------------------------------	---	--	----------	---	----------	--

サワーチェリー
 桃及び梨
 その他のもの
 パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペ
 ダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリ
 モア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッ
 ションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ
 その他のもの
 パイナップル
 パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、
 ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、
 サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフ
 ルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカ
 ム
 桃及び梨
 その他のもの
 一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫
 酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では
 食用に適しないものに限る。）

								六・九%
	一二%	七%				一二%	六%	七%
	B	B	A		R	B	B	B
	10	10				10	10	10
							G	G

<p>第九類 ○九・〇一</p>	<p>○八一三・四〇 ○八一四・〇〇 ○八一三・五〇</p>
<p>第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料 コーヒー（煎つてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。） コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量の いかに問わない。）</p>	<p>○八一三・四〇 その他の果実 ベリー、パイナップル、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの 実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シユガーアップ ル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ 及びサントル その他のもの この類のナット又は乾燥果実を混合したもの ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、 くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子を除く。） 又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含 むものを除く。） その他のもの かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し 又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの に限る。）</p>
	<p>六% 九%</p>
<p>A</p>	<p>B A 10 7</p>
	<p>G</p>

〇九一〇・九九	その他のもの カレー その他のもの	三・六%	A B 7	G
第一〇類 一〇・〇一 一〇〇二・〇〇 一〇〇三・〇〇 一〇〇四・〇〇 一〇・〇五 一〇〇五・一〇	穀物 小麦及びメスリン ライ麦 大麦及び裸麦 オート とうもろこし 播種用のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する ようにしたもの その他のもの その他のもの その他のもの 爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。） その他のもの 飼料用のもの	一キログラム につき四円五 〇銭	A X A X A	B 10 G
一〇〇五・九〇			A A	

<p>第二類</p> <p>一一〇一・〇〇</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・一〇</p> <p>一一〇二・二〇</p> <p>一一〇二・九〇</p> <p>一一・〇三</p> <p>一一〇三・一一</p> <p>一一〇三・一三</p> <p>一一〇三・一九</p>	
<p>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン 小麦粉及びメスリン粉</p> <p>穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）</p> <p>ライ麦粉</p> <p>とうもろこし粉</p> <p>目開きが二五〇ミクロンのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が 全重量の九〇％以上のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉</p> <p>その他のもの</p> <p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット</p> <p>ひき割り穀物及び穀物のミール</p> <p>小麦のもの</p> <p>とうもろこしのもの</p> <p>その他の穀物のもの</p>	<p>その他のもの</p> <p>ライ小麦</p> <p>その他のもの</p>
<p>二一・三%</p> <p>七・五%</p>	<p>A X</p>
<p>R X</p> <p>B 10 X</p> <p>X B 10</p> <p>G</p>	

一一〇三・二〇	ペレット								
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの								
	オートのもの								
	その他のもの								
	とうもろこしのもの								
	その他のもの								
一一〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）								
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物								
	オートのもの								
	その他の穀物のもの								
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの								
	とうもろこしのもの								
	その他のもの								
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）								
一一〇四・二二	オートのもの								

六%	八・五%	二一・三%		六%	八・五%	二一・三%	六%	八・五%	六%
B 10	B 10	B 10	X	B 10	B 10	B 10	X	B 10	B 10
G	G			G	G	G		G	G

<p>一一・〇七 一一・〇八 一一〇九・〇〇</p>	<p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの その他のもの 麦芽（煎ってあるかないかを問わない。） でん粉及びイヌリン 小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）</p>	<p>一五% 一五%</p>	<p>X X X B B 10 10</p>
<p>第一二類 一一二〇一・〇〇 一一二・〇二 一一二〇二・一〇</p>	<p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 大豆（割ってあるかないかを問わない。） 落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。） 殻付きのもの 採油用のもの 注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの 殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。） 採油用のもの 注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの</p>	<p>X X X A A</p>	<p>X A X A A</p>
<p>一一二〇二・二〇</p>	<p>その他のもの</p>	<p>X A X A A</p>	<p>X A X A A</p>

一二〇三・〇〇	コブラ	
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	A
一二〇九	播種用の種、果実及び孢子	A
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	A
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A
一二・一二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎っていないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
一二二二・二二〇	海藻その他の藻類 食用の海藻その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）	

二二二・九一
二二二・九九

長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの
 その他のもの
 あまのり属のもの及びこれを交えたもの
 その他のもの
 ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）
 わかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ）
 その他のもの
 その他のもの
 ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの
 ふのり属のもの
 その他のもの
 その他のもの
 てん菜
 その他のもの
 こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）
 その他のもの

A	X	A	A	A	X	B	B	X	X
			三・五%			一〇・五%	八%		
			B			B	B		
			5			3	3		
							G		

<p>一一一三・〇〇 一一・一四</p>	<p>穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。） ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）</p>		A	A
<p>第三類 一三・〇一 一三・〇二 一一〇二・一一 一一〇二・一二 一一〇二・一三 一三〇二・一九</p>	<p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 植物性の液汁及びエキス 生あへん 甘草のもの ホップのもの その他のもの 飲料のもと 植物性の一種類の原料から得たもの その他のもの その他のもの 除虫菊エキス</p>	<p>一〇% 六%</p>	<p>R B A A A A</p>	<p>B 10 B 10</p>

第一五類	<p>第一四類</p> <p>一四・〇一</p> <p>一四〇一・一〇</p> <p>一四〇一・二〇</p> <p>一四〇一・九〇</p> <p>一四・〇四</p>	<p>一三〇二・二〇</p> <p>一三〇二・三二</p> <p>一三〇二・三一</p> <p>一三〇二・三九</p>
動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろ	<p>植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品</p> <p>主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、藤、あし、いぐさ、オージヤ、ラフィア及びライム樹皮）</p> <p>竹</p> <p>藤</p> <p>その他のもの</p> <p>いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（<small>かん</small>キュペルス・エクスアルトウス）</p> <p>その他のもの</p> <p>植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>その他のもの</p> <p>ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩</p> <p>植物性原料から得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p> <p>寒天</p> <p>ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p>
	八・五%	
A A B 7	A A	A A X A A

一五〇一・〇〇	豚脂 <small>う</small> （ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）		
	豚脂		
	酸価が一・三を超えるもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）		
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）		
一五・〇四	魚又は海棲 <small>せい</small> 哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物		
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）		
一五〇四・三〇	海棲 <small>せい</small> 哺乳動物の油脂及びその分別物		
	鯨油		
	その他のもの		
一五〇五・〇〇	ウールグリス及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
		六・四%	
			B 7
		三・五%	
			B 5
			A
			A
			A
			A
			A
		六・四%	
			B 7
			X
			A

一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五一二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	
一五一二・一九	粗油 その他のもの	
一五一二・二一	綿実油及びその分別物	
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	
	その他のもの	
		X A
		X X
		A A
		A X
		R

一五・一三	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	
一五・一四	その他のもの	
一五・一五	やし(コブラ)油、パーム核油及びパバス油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
一五・二一	亜麻仁油及びその分別物	
一五・二二	粗油	
一五・二九	その他のもの	
一五・三〇	とうもろこし油及びその分別物	
一五・五〇	粗油	
一五・九〇	その他のもの	
	ひまし油及びその分別物	
	ごま油及びその分別物	
	その他のもの	
	オイチシカ油、桐油、カメラリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物	
		A
		X A X X
		X X
		X
		A
		X A

	<p>その他のもの</p> <p>酸価が〇・六を超えるもの</p> <p>サチャインチ（プルケネテア・ヴォルビリス）の種のみから得た油及びその分別物</p>	<p>一キログラム につき八円五 〇銭</p>	<p>B 7</p>	<p>*</p>
	<p>その他のもの</p> <p>サチャインチ（プルケネテア・ヴォルビリス）の種のみから得た油及びその分別物</p>	<p>一キログラム につき一〇円 四〇銭</p>	<p>B 7</p>	<p>*</p>
<p>一五・一六</p>	<p>その他のもの</p> <p>動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）</p>		<p>X</p>	
<p>一五・一七</p>	<p>マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）</p>		<p>A</p>	
<p>一五一七・一〇</p>	<p>マーガリン（液状マーガリンを除く。）</p>		<p>X</p>	

一五七・九〇

その他のもの

動物性油脂又はその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含む。）の混合物（その他の調製したものを除く。）

完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの

その他のもの

植物性油脂又はその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含む。）の混合物（その他の調製したものを除く。）

完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの

その他のもの

離型油

その他のもの

一五一八・〇〇

動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性

六・四%

B A
5

二・九%

X B X A
7

<p>第一六類</p> <p>一六〇一・〇〇</p> <p>一六・〇二</p> <p>一六〇二・一〇</p> <p>一六〇二・二〇</p>	<p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p> <p>ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品</p> <p>その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血</p> <p>均質調製品</p> <p>動物の肝臓のもの</p> <p>牛又は豚のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの</p>	<p>一五二二・〇〇</p> <p>一五二二・九〇</p> <p>一五二二・一〇</p>	<p>油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液</p> <p>植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）</p> <p>植物性ろう</p> <p>その他のもの</p> <p>蜜ろう</p> <p>その他のもの</p> <p>デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物</p>	<p>三%</p>	<p>B 15</p>	<p>A A X A A A</p>	<p>G</p>	
---	--	--	--	-----------	-------------	--------------------	----------	--

一六〇二・三二	一六〇二・三二
一六〇二・四一	一六〇二・四一
一六〇二・四二	一六〇二・四二

その他のもの

第〇一・〇五項の家きんのもの

七面鳥のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの*****

その他のもの

鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの*****

その他のもの*

その他のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの*****

その他のもの

豚のもの

もも肉及びこれを分割したもの

肩肉及びこれを分割したもの

												六%
X	X	B	Q	A	Q	Q	A	A	Q	A		B
		5										15
			(g)		(g)	(g)			(g)			

一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの				
一六〇二・五〇	牛のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの				
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース 肉のエキス及びジュース その他のもの				
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） さけ にしん いわし まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお かつお（気密容器入りのものに限る。）				
六・四％					
七・二％					
六・四％					
B 3 G	X X				
B 3 G					
B 10 G	X X A X A X A				

一六〇四・一五	その他のもの	七・二%	B	G
一六〇四・一六	さば		A	
	かたくちいわし		A	
一六〇四・一九	その他のもの			
	うなぎ	七・二%	B	G
	その他のもの	七・二%	B	G
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚卵			
	にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの	九・六%	B	G
	ウズ属のもの)のもの			
	にしん(クルペア属のもの)のもの			
	気密容器入りのもの	一一%	B	G
	その他のもの			
	たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの	九%	B	
	その他のもの			
	その他のもの	六・四%	B	
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	七・二%	B	G
一六〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)			
一六〇五・一〇	かに		X	

<p>第一七類</p> <p>一七・〇一</p> <p>一七・〇二</p> <p>一七〇二・一一</p> <p>一七〇二・一九</p> <p>一七〇二・二〇</p> <p>一七〇二・三〇</p>	
<p>糖類及び砂糖菓子</p> <p>甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしよ糖（固体のものに限る。）</p> <p>その他の糖類（化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）</p> <p>糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）</p> <p>（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル</p> <p>乳糖及び乳糖水</p> <p>無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のも</p> <p>の</p> <p>その他のもの</p> <p>かえで糖及びかえで糖水</p> <p>ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態におい</p>	<p>気密容器入りのもの</p> <p>米を含むもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>米を含むもの</p> <p>その他のもの</p> <p>くらげ</p> <p>その他のもの</p>
	<p>一〇・五%</p> <p>八%</p> <p>九%</p>
<p>X A A</p>	<p>A B P X P X</p> <p>10</p>
	<p>G (d) (c) G</p>

一七〇三・一〇	糖蜜（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。） 甘しや糖蜜		
一七〇三・九〇	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの 飼料用のもの 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの		
一七〇四・一〇	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。） チューインガム（砂糖で覆つてあるかないかを問わない。） その他のもの		
一七〇四・九〇	甘草エキス（菓子にしたものを除く。） その他のもの		
		三%	
X A	X	A	B 7

第一八類	<p>ココア及びその調製品</p> <p>一八〇一・〇〇 一八〇二・〇〇 一八・〇三 一八〇三・一〇 一八〇三・二〇 一八〇四・〇〇 一八〇五・〇〇 一八・〇六 一八〇六・一〇 一八〇六・二〇</p>	<p>ココア及びその調製品</p> <p>カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）</p> <p>カカオ豆の殻、皮その他のくず</p> <p>ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）</p> <p>脱脂してないもの</p> <p>完全に又は部分的に脱脂したもの</p> <p>カカオ脂</p> <p>ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>チョコレートその他のココアを含有する調製食料品</p> <p>ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）</p>	<p>一二・五%</p>	<p>一〇・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>七%</p>	<p>七%</p>	<p>七%</p>
X	B	X	B	A	B	A	A	
	G		G		G		G	

第一九類	<p>一八〇六・三一 一八〇六・三二 一八〇六・九〇</p>
穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	<p>その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。） 詰物をしたもの 詰物をしてないもの その他のもの チョコレート菓子 その他のもの 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。） ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの</p>
	<p>X R X X X X X X R X</p>

一九〇一	<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>	X
一九〇一・一〇	<p>育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）</p>	X
一九〇一・二〇	<p>第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p>	X
一九〇一・九〇	<p>その他のもの</p> <p>穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	X
		X

一九〇二	その他のもの その他のもの							
一九〇三・〇〇	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）							
一九〇四	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）							
一九〇五	穀物又は穀物産品を膨張させて又は煎って得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）							
一九〇五・一〇	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品							
一九〇五・二〇	クリस्पブレット							
一九〇五・三一	ジンジャーブレッドその他これに類する物品							
一九〇五・三二	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー							
	スイートビスケット							
	ワッフル及びウエハー							
						九・六%		
						B		
						10	X	R

<p>一九〇五・四〇 一九〇五・九〇</p>	<p>ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品 その他のもの</p>	X
<p>パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、蜂蜜、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。） 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 その他のもの 砂糖を加えたもの 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの その他のもの 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの その他のもの</p>	九％ 九％	X X
<p>第二〇類 二〇・〇一 二〇〇一・一〇</p> <p>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 きゅうり及びガーキン</p>	九％	X B 10

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン

スイートコーン

ヤングコーン

その他のもの

その他のもの

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン
スイートコーン
ヤングコーン

その他のもの

しょうが

		七・五%			一六・八%	一〇・五%			九%	一二%
R	B	B	A	B	B	B	A	B	B	
	10	7		10	15	7		10	10	
	G			G				G	G	

二〇・〇二	その他のもの	九%	B	7	G
二〇〇二・一〇	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	七・六%	B	15	G
二〇〇二・九〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	七・六%	B	15	G
	その他のもの				
	砂糖を加えたもの	一三・四%	B	10	
	その他のもの				
	トマトピューレー及びトマトペースト		R		
	その他のもの	七・六%	B	15	G
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）				
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの		A		
	気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）				
	フレンチマッシュルーム	一三・六%	B	10	
	その他のもの		A		
	その他のもの		A		
二〇〇三・二〇	トリフ		A		

二〇〇三・九〇	その他のもの								
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）								
二〇〇四・一〇	ばれいしよ								
	単に加熱による調理をしたもの								
	その他のもの								
	マッシュポテト								
	その他のもの								
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの								
	砂糖を加えたもの								
	スイートコーン								
	その他のもの								
	その他のもの								
	アスパラガス及び豆								
	アスパラガス								
	豆								
	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）、ひよこ豆及びひら豆								
	その他のもの								
	たけのこ								
		一三・六%							
		X							
		B 10	B 10						
			B 10						
				一七%					
			B 10						
				二七%					
			B 10						
				一〇・五%					
			B 10						
				二三・八%					
			B 15						
				九%					
			B 10						
				一三・六%					
			B 10						
				八・五%					
			B 10						
									A

*

二〇〇五・五九		二〇〇五・五一	
<p>気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p>			
	さや付きのもの		九・六%
	その他のもの		七・五%
	その他のもの		六・八%
	さや付きのもの		九%
	その他のもの		
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
	さやを除いた豆		
	砂糖を加えたもの		
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）		一四%
	その他のもの		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		一三・四%
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		九・六%
	その他のもの		九%
		B 7	B 10
			G
		X X	B 10
			G
			B 10
			G
			B 10
			G

二〇〇五・六〇	アスパラガス	
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
	その他のもの	
二〇〇五・七〇	オリーブ	
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マヌス変種サカラタ）	
	砂糖を加えたもの	一四・九%
	その他のもの	一〇%
	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
二〇〇五・九一	たけのこ	
	砂糖を加えたもの	
	その他のもの	一三・六%
二〇〇五・九九	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	
	豆（さや付きのものを除く。）	
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	
	その他のもの	一四%
	その他のもの	
	その他のもの	一三・四%

B 15	X	B 7	B 10	X	B 10	B 10	A	B 10	B 10
------	---	-----	------	---	------	------	---	------	------

ヤングコーンコブ										
気密容器入りのもの										
その他のもの										
豆（さや付きのものを除く。）										
サワークラウト										
その他のもの										
気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに 限る。）										
にんにくの粉										
その他のもの										
その他のもの										
にんにくの粉										
その他のもの										
二〇〇六・〇〇										
砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、 グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）										
マロングラッセ										
その他のもの										
二〇・〇七										
ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又は ナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料 を加えてあるかないかを問わない。）										
九%	一五%	一七%	九・六%	九・六%	九・六%	八%	九%	一二・六%	九%	
B 10	B 10	B 7	B 10	B 5	B 7	B 5	B 7	B 15	B 10	
			G	G	G	G		G		

二〇〇七・一〇	均質調製果実								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
二〇〇七・九一	かんきつ類の果実								
二〇〇七・九九	その他のもの								
	ジャム及びフルーツゼリー								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
	砂糖を加えたもの								
	フルーツピューレー及びフルーツペースト								
	その他のもの								
	その他のもの								
	フルーツピューレー及びフルーツペースト								
	その他のもの								
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）								
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）								
		二一・三%	三四%		一六・八%		二一・三%	三四%	
		B 10	B 7	B 15	B 15	B 15	B 15	B 15	R

二〇〇八・一一

落花生

砂糖を加えたもの

ピーナツバター

その他のもの

その他のもの

ピーナツバター

その他のもの

その他のもの（混合したものを含む。）

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他のもの

カシューナツト及びその他の煎ったナツト

その他のもの

その他のもの

パルプ状のもの

その他のもの

アーモンド（煎ったものに限る。）、マカダミアナツト、ペカン（煎った

ものに限る。）、カシューナツト、ココヤシの実、ブラジルナツト、パラ

ダイスナツト及びヘーゼルナツト

ぎんなん

一一二%

B 10

X

一〇%

B 7

X

一〇・五%

B 10

G

五・五%

B 7

一六・八%

B 15

G

A

A

A

A

B 10

一一二%

二〇〇八・二〇
二〇〇八・三〇
二〇〇八・四〇

その他のもの
 煎ったもの
 その他のもの
 パイナップル
 かんきつ類の果実
 梨
 砂糖を加えたもの
 パルプ状のもの
 気密容器入りのもの
 その他のもの
 その他のもの
 気密容器入りのもの
 その他のもの
 パルプ状のもの
 気密容器入りのもの
 その他のもの
 その他のもの
 気密容器入りのもの
 その他のもの

五・四%	九%	七・五%	一・二%	一〇・八%	一・五%	二・一%	一・五%	一・二%
B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 15	B 10	X X B 10 A
G		G						

二〇〇八・五〇
二〇〇八・六〇
二〇〇八・七〇

あんず
 砂糖を加えたもの
 その他のもの
 さくらんぼ
 砂糖を加えたもの
 その他のもの
 パルプ状のもの
 その他のもの
 桃（ネクタリンを含む。）
 砂糖を加えたもの
 パルプ状のもの
 気密容器入りのもの
 その他のもの
 その他のもの
 気密容器入りのもの
 容器ともの一箇の重量が二キログラム以上のもの
 その他のもの
 その他のもの
 パルプ状のもの

一三・四%	六・七%	二九・八%	二一・三%	六%	一二%	一五%	六%	一五%
B 10	B 10	B 10	B 15	B 15	B 10	B 10	B 10	B 10
					G		G	

二〇〇八・八〇	二〇〇八・九一 二〇〇八・九二	二〇〇八・九九
---------	--------------------	---------

気密容器入りのもの
 その他のもの
 その他のもの
 気密容器入りのもの
 その他のもの
 ストロベリー
 砂糖を加えたもの
 パルプ状のもの
 その他のもの
 その他のもの
 パルプ状のもの
 その他のもの
 その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）
 パームハート
 混合したもの
 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル
 砂糖を加えたもの
 その他のもの
 その他のもの
 その他のもの

			七・五%	一一二%	一一五%	一一一%	二二%	九・六%	六・七%	一〇・七%	八・五%
X	A	B 5	B 10	B 10	B 10	B 10	B 15	B 10	B 10	B 10	B 10
			G							G	G

二〇・〇九	<p>その他のもの</p> <p>ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム</p> <p>その他のもの</p> <p>果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p>	一二%	B	A
二〇〇九・一一	<p>オレンジジュース</p> <p>冷凍したもの</p>	R	R	
二〇〇九・一二	<p>冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p>	二五・五%	B	B
		二九・八%	B	15
		（その率が一		
		キログラムに		
		つき二二円の		
		従量税率より		
		低いときは、		
		当該従量税		

二〇〇九・一九

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース

率)

二一・三%

B 15

二五・五%

B 15

二五・五%

B 15

二九・八%

B 15

（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

二一・三%

B 15

二五・五%

B 15

二〇〇九・四一	ブリックス値が二〇以下のもの							
二〇〇九・四九	その他のもの							R
二〇〇九・五〇	トマトジュース							X R R
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）							
二〇〇九・六一	ブリックス値が三〇以下のもの							
	砂糖を加えたもの							
	その他のもの							
	の							
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの							
	その他のもの							
	砂糖を加えたもの							
二〇〇九・六九	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの							
	その他のもの							
	砂糖を加えたもの							
	その他のもの							
	率）							
	一九・一%							
	当該従量税							
	低いときは、							
	従量税率より							
	つき二三円の							
	キログラムに							
	（その率が一							
	二九・八%							
	二三%							
	B 15							
	B 15							

の その他のもの	二三% B 15 二九・八% B 15 (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)
その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの	一九・一% B 15 二五・五% B 15
りんごジュース ブリックス値が二〇以下のもの その他のもの	R R
その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。） 果汁 砂糖を加えたもの	
の しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二三% B 15
二〇〇九・七一 二〇〇九・七九 二〇〇九・八〇	

二〇〇九・九〇

混合ジュース	その他のもの
混合果汁	その他のもの
	その他のもの
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの
	プルーんジュース
	その他のもの
	その他のもの
	野菜ジュース
	砂糖を加えたもの
	その他のもの
	気密容器入りのもの
	その他のもの

二九・八%	率)
(その率が一	当該従量税
キログラムに	低いときは、
つき二三円の	従量税率より
従量税率より	
二五・五%	
一九・一%	
一四・四%	
八・一%	
七・六%	
七・二%	
B 15	
B 10	
B 10	
B 10	
B 7	
B 7	
B 7	

G

<p>第二二類 二二・〇一</p>	
<p>各種の調製食料品 コーヒ―、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製</p>	<p>砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの 混合野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの</p>
	<p>二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）</p>
	<p>二三％ B 10 B 10</p>
	<p>五・四％ B 5 八・一％ B 7 二五・五％ B 10 一九・一％ B 10</p>

二二〇一・一一	<p>品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに コーヒーをもととした調製品 エクス、エッセンス及び濃縮物 砂糖を加えたもの その他のもの インスタントコーヒー その他のもの</p>	砂糖を加えたもの	その他のもの	インスタントコーヒー	その他のもの	<p>エクス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品 エクス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 砂糖を加えたもの その他のもの インスタントコーヒー その他のもの コーヒーをもととした調製品 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のも のもの その他のもの</p>	八・八%	八・八%	X	A	B 7	X	A	B 7	X
---------	--	----------	--------	------------	--------	---	------	------	---	---	--------	---	---	--------	---

二二〇一・二〇	砂糖を加えたもの その他のもの	一五%	B	X
二二〇一・三〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに 茶又はマテをもととした調製品 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品 インスタントティー その他のもの 茶又はマテをもととした調製品 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	一五%	B	X
二二〇二・二〇	チコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	一五%	B	X
二二〇二・一〇	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	一五%	B	X
二二〇二・二〇	酵母（活性のものに限る。） 酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	八%	B	A

二二・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
二二〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品		
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）		
	その他のもの		
二二〇四・二〇	均質混合調製食料品		
二二〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）		
二二・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
二二〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの		
	植物性たんぱく		
	たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のもの		
	その他のもの		
		八・四 七	
一〇・六%		六%	X
一〇・六%			X
B 10		B 10	
B 15		B 7	
		B 7	
		G	

						二一〇六・九〇
						その他のもの
						その他のもの
						ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品
						その他のもの
						米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品
						その他のもの
						糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）及びこんにやく
						チューインガム
						飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）
						果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）
						一五%
						B 10
						五%
						B 5
						X
						X
						X
						二九・八% (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)
						B 15

その他のもの										
その他のもの										
砂糖を加えたもの										
おたねにんじん又はそのエキスを含む飲料のもと										
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの										
その他のもの										
ビタミンをもととした栄養補助食品										
その他のもの										
その他のもの										
調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）										
アルコールを含有しない飲料のもと										
おたねにんじん又はそのエキスを含むもの										
その他のもの										
第〇四・一〇項の物品のもの										
その他のもの										
ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの										
その他のもの										
	一二・五%	九%	一〇%	一二%	X	X	一二・五%	二〇%	X	A
	B 10	B 7	B 10	B 10		B 10	B 10			
							G			

<p>第二二類</p> <p>二三・〇一</p> <p>二三・〇二</p> <p>二三〇二・一〇</p> <p>二三〇二・九〇</p>	<p>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪</p> <p>水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）</p> <p>水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のもの でソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を 加えたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）</p> <p>その他のもの</p>	<p>一〇%</p>	<p>A</p> <p>X B 5 A</p> <p>G</p>

二二〇四・二九	二二〇四・三〇
---------	---------

その他のもの
一五〇リットル以下の容器入りにしたもの

その他のもの

その他のぶどう搾汁

アルコール分が百分未満のもの
砂糖を加えたもの

率) れ当該従量税	率) れ当該従量税
一五% (その 率が一リット ルにつき一二 五円の従量税 率より高いと き又は一リッ トルにつき六 七円の従量税 率より低いと きは、それぞ れ当該従量税 率)	一リットルに つき二四円 率)
B 15	B 15
	G

しょう糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの の その他のもの	二三% B 15
その他のもの しょう糖の含有量が全重量の10%以下のもの その他のもの	一九・一% 二五・五% B 15 B 15
その他のもの ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	A
その他のもの ニリットル以下の容器入りにしたもの その他のもの	X
その他のもの アルコール分が1%未満のもの その他のもの	一九・一% X B 15

二二〇六・〇〇	<p>その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） アルコール分が一％未満のもの</p>	二九・八％	B
その他のもの	清酒及び濁酒	（その率が一	15
その他のもの	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物	キログラムに	X
その他のもの	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	つき二三元の	X
その他のもの	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	従量税率より	A
二二・〇七		低いときは、	X
		当該従量税	X
		率）	X

二二〇七・一〇

エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）

アルコール分が九〇%以上のもの

工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの

その他のもの

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

その他のもの

その他のもの

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

その他のもの

二二〇七・二〇

変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）

アルコール分が九〇%以上のもの

その他のもの

一三・四%

B 16

A

A

一リットルにつき三八円一

B 16

A

○銭

二七・二%

B 16

一リットルにつき三八円一

B 16

○銭

二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。） 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	
二二〇八・三〇	ウイスキー	
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	
二二〇八・六〇	ウオツカ	
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	
二二〇八・九〇	その他のもの	
	エチルアルコール及び蒸留酒	
	フルーツブランデー	
	その他のもの	
	エチルアルコール	
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	
	その他のもの	
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	
	その他のもの	
X A		
X A		
A		
A A A A A A		

<p>第二三类 二三・〇一 二三・〇二 二三・〇三</p>	<p>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料 肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。） でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかな</p>	<p>二三〇九・〇〇</p>	<p>食酢及び酢酸から得た食酢代用物 その他のもの その他のアルコール飲料 合成清酒及び白酒 果汁をもととした飲料（アルコール分が百分未満のものに限る。）</p>	<p>二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）</p>	<p>A A</p>	<p>B A 10 15</p>	<p>G</p>
---	--	----------------	---	--	------------	----------------------	----------

いかを問わない。）	二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
落花生油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
その他の植物性の油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	A
ぶどう酒かす及びアーゴル	二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	A
飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
飼料用に供する種類の調製品	二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品	A
犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	B 10
その他のもの		一キログラムにつき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに六円を加えた額	

気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの
 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの
 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）

二二〇九・九〇
 その他のもの
 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）
 その他のもの
 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの
 ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの
 その他のもの

一キログラム	A	A	一キログラムにつき一八円	A	A	A
B 10			B 10			
			G			

その他のもの

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんばく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリユブル
その他のもの

気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんばく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）
その他のもの

につき、五二
円五〇銭に重
量比による乳
糖の含有率が
一〇%を超え
る一%ごとに
五円三〇銭を
加えた額

A

A

A

<p>第二四類</p> <p>二四・〇一</p> <p>二四・〇二</p> <p>二四・〇三</p> <p>二四〇三・一〇</p> <p>二四〇三・九一</p>	<p>たばこ及び製造たばこ代用品</p> <p>たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ</p> <p>葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）</p> <p>その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス</p> <p>喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>シートたばこ</p>	<p>粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんばく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）</p> <p>犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛玩用の動物用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>A</p> <p>X</p> <p>X</p> <p>A</p>	<p>X</p> <p>X</p> <p>A</p>	

二四〇三・九九	<p>その他のもの</p> <p>たばこのエキス及びエッセンス</p> <p>その他のもの</p>		X A
<p>第二五類</p> <p>二五〇一・〇〇</p>	<p>塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント</p> <p>塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。）</p> <p>純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。）及び海水</p> <p>塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふり（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）</p> <p>硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）</p> <p>天然黒鉛</p> <p>天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）</p> <p>石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）</p>		A A A A A X
二五〇二・〇〇			A
二五〇三・〇〇			A
二五〇四			A
二五〇五			A
二五〇六			A

二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	A
二五〇九・〇〇	白亜	A
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	A
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	A
二五・一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー	A
二五・一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つ	A

二五・一六	てあるかないかを問わない。）	A
二五・一七	花こう岩、斑岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。） 小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。） ドロマイト（粗削りしたものと及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粹であるかないかを問わない。） 天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A
二五・一八	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A
二五・一九		A
二五・二〇		A
二五二一・〇〇		A A

<p>第二七類 二七・〇一</p>	<p>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの</p>	<p>A</p>	
<p>第二六類</p>	<p>鉱石、スラグ及び灰</p>	<p>A</p>	
<p>二五・二九 二五・三〇</p>	<p>長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石 鉱物（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>A A A</p>	
<p>二五・二八</p>	<p>天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの</p>	<p>A</p>	
<p>二五・二五 二五・二六</p>	<p>雲母（剝離雲母を含む。）及びそのくず ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこざりてひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク</p>	<p>A A A</p>	
<p>二五・二四</p>	<p>石綿</p>	<p>A</p>	
<p>二五・二三</p>	<p>生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。） ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）</p>	<p>A</p>	

二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	A
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	A
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	A
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	A
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	A
二七一〇・一一	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 軽質油及びその調製品	A

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）

揮発油

低重合度の混合アルキレン

政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

一 キ ロ リ ット	A	A	A	一 キ ロ リ ット ○ 五 六 円	A	A	A
B 5				B 5			

軽油	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの その他のもの	ルにつき四〇 五円	A
その他のもの	その他のもの	七円	A
石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。） 灯油	低重合度の混合アルキレン		A
その他のもの ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）	その他のもの		A
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの その他のもの	その他のもの	一キロリットルにつき四〇	B 5

軽油	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	五円
その他のもの	その他のもの	A 一キロリットルにつき八八
重油及び粗油	温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	七円
<p data-bbox="778 698 823 1249">原料とする製油により得た製品を含む。）</p> <p data-bbox="730 698 775 882">その他のもの</p> <p data-bbox="414 725 718 1653"> 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限り。）のうち、農林漁業の用に供するもの 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの </p>	A	B 5 一キロリットルにつき一、〇三六円
その他のもの	その他のもの	B 5 一キロリットル

ルにつき一、 二二九円	温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）	その他のもの	硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	その他のもの	一キロリットルにつき八二四円 一キロリットルにつき一、〇四八円	B 5	潤滑油（流動パラフィンを含む。）	その他のもの	その他のもの	廃油	二七一〇・九一	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの	二七一〇・九九	その他のもの	二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素	

<p>第二九類</p> <p>二九・〇一 二九・〇二 二九・〇三 二九・〇四 二九・〇五</p>	<p>第二八類</p>	<p>二七・一二 二七・一三 二七・一四 二七一五・〇〇</p>
<p>有機化学品</p> <p>非環式炭化水素</p> <p>環式炭化水素</p> <p>炭化水素のハロゲン化誘導体</p> <p>炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）</p> <p>非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>	<p>無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</p>	<p>ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）</p> <p>石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物</p> <p>天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック</p> <p>歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）</p>
<p>A A A A</p>	<p>A</p>	<p>A A A A</p>

二九〇五・一一	二九〇五・一三
二九〇五・一二	二九〇五・一四
	二九〇五・一六
	二九〇五・一七
二九〇五・一九	
二九〇五・二二	
二九〇五・二九	
二九〇五・三一	
二九〇五・三二	
二九〇五・三九	
二九〇五・四一	

飽和一価アルコール

メタノール（メチルアルコール）

プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）

ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）

その他のブタノール

オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体

ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）

その他のもの

不飽和一価アルコール

非環式テルペンアルコール

その他のもの

二価アルコール

エチレングリコール（エタンジオール）

プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）

その他のもの

その他の多価アルコール

二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）

A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二九〇五・四二	ペンタエリトリトール	
二九〇五・四三	マンニトール	
二九〇五・四四	D-グルシトール(ソルビトール)	
二九〇五・四五	グリセリン	
二九〇五・四九	その他のもの	
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九〇五・五一	エトクロルビノール(INN)	
二九〇五・五九	その他のもの	
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	
二九〇六・一一	メントール	
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	
二九〇六・一九	その他のもの	
	芳香族アルコール及びその誘導体	
二九〇六・二一	ベンジルアルコール	
二九〇六・二九	その他のもの	
		四・四%
A A	A A A A	B
		10
		G

二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール	A
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A
二九・一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸	A

二九一八・一八	クロロベンジレート (ISO)	A
二九一八・一九	その他のもの	A
	フェノール官能のカルボン酸 (他の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	A
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A
二九一八・二九	その他のもの	A
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸 (他の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
	その他のもの	
二九一八・九一	二・四・五―T (ISO) (二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル	A
二九一八・九九	その他のもの	A
二九・一九	りん酸エステル及びその塩 (ラクトホスフェートを含む。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル (ハロゲン化水素酸エステルを除く。) 及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二一	アミン官能化合物	A

二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩	
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	
二九二二・一四	トリエタノールアミン及びその塩	
二九二二・一九	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	
	その他のもの	
二九二二・二一	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
二九二二・二九	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	
	その他のもの	
二九二二・三一	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	
二九二二・三九	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩	
	その他のもの	
二九二二・四一	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	
	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	
		A
		A A
		A A
		A A A A A

二九・二二・四二	グルタミン酸及びその塩	
	グルタミン酸ソーダ	
	その他のもの	
二九・二二・四三	アントラニル酸及びその塩	
二九・二二・四四	チリジン (INN) 及びその塩	
二九・二二・四九	その他のもの	
二九・二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド (レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。)	
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物 (サッカリン及びその塩を含む。) 及びイミン官能化合物	
二九・二六	ニトリル官能化合物	
二九・二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	
二九・二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	
二九・三〇	有機硫黄化合物	
二九・三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	
二九・三二	複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)	
		五・二%
A	A	B
A	A	5
A	A	G
A	A	
A	A	
A	A	
A	A	
A	A	
A	A	
A	A	

二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A
二九三五・〇〇	スルホンアミド	A
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	A
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセ	A
二九・四一	タールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。） 抗生物質	A

二九四二・〇〇	その他の有機化合物		A	
第三〇類	医療用品		A	
第三一類	肥料		A	
第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ		A	
第三三類 三三〇・〇一	<p>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p> <p>精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアステイスチレート及びアキュアソリユーション</p> <p>精油（かんきつ類の果実のものに限る。）</p> <p>オレンジのもの</p> <p>レモンのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>精油（かんきつ類の果実のものを除く。）</p>		A A A	

三三〇一・二四	ペパーミント(メンタ・ピペリタ)のもの	A
三三〇一・二五	その他のミントのもの	A
	ペパーミント油(メンタ・アルヴェンスイスから得たものに限る。)	A
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの	A
	その他のもの	A
	その他のもの	A
三三〇一・二九	その他のもの	A
三三〇一・三〇	レジノイド	A
三三〇一・九〇	その他のもの	A
三三〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもとした混合物(アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。)並びに香気性物質をもとしたその他の調製品(飲料製造に使用する種類のものに限る。)	A
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデロン類	A
三三〇四	美容用、メイキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	A
三三〇五	頭髪用の調製品	A
三三〇六	口腔衛生用の調製品(義歯定着用用のペースト及び粉を含む。)及び小売用の包装にした	A
	歯間清掃用の糸(デンタルフロス)	A
三三〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製	A
	五・四%	B
		7
		G

	<p>品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>		A	
第三四類	<p>せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品</p>		A	
第三五類 三五・〇一 三五・〇二	<p>たんぱく系物質、変性でん粉、<small>ミウ</small>膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナート その他のアルブミン誘導体</p>		A	
三五〇三・〇〇	<p>ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。） ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。） ゼラチン（写真用のものに限る。） ゼラチン誘導体、魚膠<small>ミウ</small>及びアイシングラス その他のもの</p>		A	
三五〇四・〇〇	<p>ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）</p>		A	

三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤		X	
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）		A	
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素		A	
第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料		A	
第三七類	写真用又は映画用の材料		A	
第三八類	各種の化学工業生産品		A	
第三九類 三九・〇一 三九〇一・一〇	プラスチック及びその製品 エチレンの重合体（一次製品に限る。） 比重が〇・九四未満のポリエチレン塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三%（その率が一キログラムにつき	B 10	G

三九〇一・二〇	<p>その他のもの</p> <p>比重が〇・九四以上のポリエチレン塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p>	<p>四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）</p>	A	B 10 G
三九〇一・三〇	<p>その他のもの</p> <p>エチレン―酢酸ビニル共重合体塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p>	<p>〇・五六％</p>	A	B 10 G

三九〇一・九〇	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>○・五六%</p> <p>A</p> <p>B 5</p> <p>G</p>
<p>三九〇〇二</p> <p>三九〇二・一〇</p>	<p>ポリプロピレン</p> <p>プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p>	<p>一・三%（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）</p> <p>A</p> <p>B 10</p> <p>G</p>
三九〇二・二〇	<p>ポリイソブチレン</p> <p>その他のもの</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p>	<p>○・五六%</p> <p>A</p> <p>B 5</p> <p>G</p>

三九〇二・三〇	その他のもの プロピレンの共重合体			
三九〇二・九〇	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六%	A	B 10 G
三九〇三	その他のもの スチレンの重合体（一次製品に限る。） ポリスチレン			
三九〇三・一一	多泡性のもの 塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・七八%	A	B 10 G
三九〇三・一九	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三%	A	B 10 G
三九〇三・二〇	その他のもの スチレン―アクリロニトリル（SAN）共重合体			

三九〇三・三〇	アクリロニトリル―ブタジエーン―スチレン（ABS）共重合体	A
三九〇三・九〇	その他のもの	A
三九〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	A
三九〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	A
三九〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）	A
三九〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	A
三九〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）	A
三九〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	A
三九一〇・〇〇	シリコン（一次製品に限る。）	A
三九一一	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九一四・〇〇	第三九一〇一項から第三九一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	A

三九・一五	プラスチックのくず	A
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	A
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	A
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	A
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	A
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	A
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに類する物品	A

<p>三九・二四 三九・二五 三九・二六</p>	<p>プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。） その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品</p>		<p>A A A</p>
<p>第四〇類</p>	<p>ゴム及びその製品</p>		<p>A</p>
<p>第四一類 四一・〇一</p>	<p>原皮（毛皮を除く。）及び革 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</p>		
<p>四一〇一・二〇 四一〇一・五〇</p>	<p>全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。） クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。） クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを</p>	<p>一一％</p>	<p>B A 10</p>

四一〇一・九〇	<p>終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの</p> <p>その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。） クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを 終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの</p>	一一％	B A	10
四一〇二	<p>羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理を したもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限る ものとし、毛が付いているか又はスプリットしてあるかないかを問わない。た だし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）</p>	一一％	B A	10
四一〇三	<p>その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処 理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないもの に限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。た だし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）</p>		A	
四一〇三・二〇	爬虫類のもの		A	
四一〇三・三〇	豚のもの		A	
	なめし過程にないもの		A	
四一〇三・九〇	その他のもの	一・二％	B A	7
四一〇四	<p>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたも 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたも</p>		A	
	その他のもの		G	

四一〇四・一一	<p>ので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p> <p>湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの</p> <p>フルグレーン（スプリットしていないものに限る。）及びグレインスプリット</p> <p>クロムなめしのもの</p> <p>その他のもの</p>	一 二 %	B A
四一〇四・一九	<p>その他のもの</p> <p>クロムなめしのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>乾燥状態（クラスト）のもの</p> <p>フルグレーン（スプリットしていないものに限る。）及びグレインスプリット</p> <p>なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの</p> <p>クロムなめしのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色したもの</p> <p>染色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛皮並びにローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	一 二 %	B A
四一〇四・四一	<p>その他のもの</p> <p>クロムなめしのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色したもの</p> <p>染色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛皮並びにローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	一 三 ・ 三 %	B B

四一〇四・四九	その他のもの なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの クロムなめししたもの その他のもの その他のもの 染色したもの その他のもの	一 二 %	B 10
四一〇五	羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの 乾燥状態（クラスト）のもの 染色したもの その他のもの	一 二 %	B 10
四一〇五・一〇	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	一 六 %	A
四一〇五・三〇	乾燥状態（クラスト）のもの	一 六 %	B 10
四一〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） やぎのもの	一 六 %	A B 10

四一〇六・九二	四一〇六・九一		四一〇六・四〇	四一〇六・三二	四一〇六・三二	四一〇六・二二	四一〇六・二二
---------	---------	--	---------	---------	---------	---------	---------

湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
 乾燥状態（クラスト）のもの
 染色したもの
 その他のもの
 豚のもの
 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
 乾燥状態（クラスト）のもの
 染色したもの
 その他のもの
 爬虫類のもの
 植物性前なめしをしたもの
 その他のもの
 染色したもの
 わに又はとかげのもの
 その他のもの
 その他のもの
 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
 乾燥状態（クラスト）のもの
 染色したもの

一・二%			一・二%	二%			一・六%	一・二%	一六%	
B 7	A	A	B 7	B 7	A	X	B 7	B 7	A	B 10
G			G	G			G	G		

四一・〇七	<p>その他のもの</p> <p>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）</p> <p>全形の革</p> <p>フルグレーン（スプリットしていないものに限る。）</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>染色したものの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>グレーンスプリット</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>染色したものの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	A
四一〇七・一一	<p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>染色したものの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	一・二%
四一〇七・一二	<p>グレーンスプリット</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>染色したものの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	一三・三% 一六%
	G	G

四一〇七・九二	四一〇七・九一	四一〇七・一九
---------	---------	---------

<p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>グレーンスプリット</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの（サイドを含む。）</p> <p>フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p>
---	--	--

一三・三%	一・二%	一三・三%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%
B 10	B 7	B 10	B 10	B 10	B 7	B 10	B 10	B 7	B 10
	G				G			G	

四一〇七・九九	その他のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの	一・二%	B 7	G
四二二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	一・二%	B 7	G
四二・一三	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） やぎのもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの	一・二%	B 7	G
四二二三・一〇	染色し又は模様付けしたもの	一六%	B 10	

<p>四一・一五</p> <p>四一一五・一〇</p> <p>四一一五・二〇</p>	<p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。） 革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p> <p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。） 革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p>	<p>一・二%</p> <p>〇・六%</p>	<p>B7</p> <p>B7</p>	<p>G</p> <p>G</p>
<p>第四二類</p> <p>四二〇一・〇〇</p> <p>四二・〇二</p>	<p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</p> <p>動物用装着具（引き革、引き綱、膝当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）</p> <p>旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、繊維用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、拳銃用のホルスターその他これらに類する</p>	<p>X</p>		

		容器	
四二〇二・一一	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器		
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）		
	その他のもの		
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの		
四二〇二・一九	その他のもの		
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいかを問わない。）		
四二〇二・二二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの		
	革製又はパテントレザー製のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	革製又はパテントレザー製のもの		
		一一・二%	一一・二%
		一二・八%	一二・八%
		六・四%	六・四%
		B 10	B 10
		G	G
		X	X
		B 10	B 10
		G	G

四二〇二・二二	その他のもの	八%	B	X	B	10	B	10
四二〇二・二九	その他のもの	六・四%	B		B	10	G	G
四二〇二・三一	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品							
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの							
	財布（貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）							
四二〇二・三二	その他のもの	八%	B	X	B	10	G	G
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの							
	財布（貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）							
四二〇二・三九	その他のもの	一・二・八%	B		B	10	G	G
	その他のもの	六・四%	B		B	10	G	G
四二〇二・九一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	八%	B		B	10	G	G
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの							
四二〇二・九九	その他のもの	〇・五四%	B		B	10	G	G
	木製のもの							

四二〇三・〇三	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの その他のもの	○・六八% ○・九二%	B B	10 10	G G
四二〇三・一〇	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 衣類				
四二〇三・二二	毛皮をトリミングとして使用したものと及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの その他のもの 手袋、ミトン及びミット 特に運動用に製造したもの	一六% 一〇%	B B	10 10	
四二〇三・二九	その他のもの				
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革 毛皮をトリミングとして使用したものと及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの その他のもの	一六%	B	10	
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品 毛皮をトリミングとして使用したものと及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした		X		

<p>第四四類 四四・〇一</p>	<p>第四三類 四三・〇一 四三・〇二 四三・〇三 四三・〇四・〇〇</p>	<p>四二〇五・〇〇 四二〇六・〇〇</p>
<p>木材及びその製品並びに木炭のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝</p>	<p>毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。） なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。） 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品 人造毛皮及びその製品</p>	<p>た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの その他のもの その他の革製品及びコンポジションレザー製品 機械用その他の技術的用途に供する種類のもの ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー その他のもの 腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍の製品</p>
		<p>一六％ 一〇％ 三・六％ 〇・六六％ 六％ 〇・六六％ 〇・六六％</p>
	<p>A X X A</p>	<p>B 7 B 10 B 10 B 10</p>
		<p>G G G G</p>

四四・〇二	結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	A
四四・〇三	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A
四四・〇四	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの 木毛及び木粉	A A A A
四四・〇五	木製の鉄道用又は軌道用の枕木	A
四四・〇六	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四・〇七	化粧貼り用单板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用单板、これらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四・〇八	針葉樹のもの	
四四〇八・一〇	インセンシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル	

トル以下のものに限る。） その他のもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの	その他のもの	合板用単板	その他のもの	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	積層木材を平削りすることにより得られるもの	その他のもの	合板用単板	その他のもの	その他のもの	パドック（かりん）のもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの	その他のもの	ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）	チークのもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの
A	B 5	A	B 5	A	B 10	B 10	B 10	A	B 10	A	A	B 10	A	A	A	A	B 10
G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G

四四〇九・一〇	針葉樹のもの	A									
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A	B	G	7						
四四〇八・九〇	その他のもの つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの その他のもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの 合板用単板 その他のもの	A	B	G	10	10	G				
	その他のもの	A	B	G	10	G					
	合板用単板	A	B	G	10	G					
	その他のもの	A	B	G	10	G					
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	A	B	G	10	G					
	その他のもの	A	B	G	10	G					
	その他のもの	A	B	G	10	G					

四四〇九・二一	針葉樹以外のもの 竹製のもの	四・五%	B 15	G
四四〇九・二九	引抜材		A	
四四・一〇	その他のもの		A	
四四一〇・一一	その他のもの パーテイクルボード	三・六%	B 10	G
四四一〇・一二	その他のもの 板状のもの オリエンテッドストランドボード（OSB）	三・六%	B 10	G
四四一〇・一九	その他のもの 板状のもの その他のもの	三・六%	B 10	G
四四一〇・九〇	その他のもの 板状のもの	三・六%	B 10	G
	その他のもの	四・七四%	B 10	G
	その他のもの			

し、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）

四四・一一	その他のもの	三・九六%	B	B	G
四四・一二	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	一・五六%	B	B	G
四四・一二・一〇	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材				
	竹製のもの				
四四・一二・三一	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）				
四四・一二・三二	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの		X	X	
四四・一二・三九	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）		X	X	
	その他のもの				
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの				
	側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの		X	R	
	その他のもの		X		
	厚さが六ミリメートル未満のもの		R	X	
	その他のもの				
四四・一二・九四	その他のもの				
	ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード		X		
	集成材				

四四二・九九	その他のもの	三・六%	B7	G
	その他のもの			
	集成材		X	
	その他のもの			
	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	三・六%	B7	G
	その他のもの			
	少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のもの	三・六%	B7	G
	その他のもの			
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）		A	
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁		A	
四四一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠		A	
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）		A	
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型		A	
四四一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）		A	
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	二・八二%	B10	G
	割箸			

<p>第四六類 四六・〇一</p>	<p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。）</p>		A		<p>第四五類</p>	<p>コルク及びその製品</p>		A		<p>四四・二〇</p>	<p>その他のもの</p>		A		<p>四四二〇・一〇 四四二〇・九〇</p>	<p>寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具 木製の小像その他の装飾品 その他のもの</p>	六%	A	G	<p>四四・二一 四四二一・一〇 四四二一・九〇</p>	<p>その他の木製品 衣類用ハンガー その他のもの 竹製の串 その他のもの</p>	六%	A	G
-----------------------	---	--	---	--	-------------	------------------	--	---	--	--------------	---------------	--	---	--	----------------------------	--	----	---	---	--------------------------------------	---	----	---	---

四六〇一・二一	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	
四六〇一・二二	竹製のもの	A
四六〇一・二九	藤製のもの	A
	その他のもの	
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	六%
	その他のもの	B 5
四六〇一・九二	その他のもの	
四六〇一・九三	竹製のもの	A
四六〇一・九四	藤製のもの	A
	その他の植物性材料製のもの	
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）	A
	その他のもの	
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	六%
	その他のもの	B 5
四六〇一・九九	その他のもの	A
四六〇二	籠細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したのものに限る。）及びへちま製品	A

第四九類	第四八類	第四七類	四六〇二・九〇	四六〇二・一一 四六〇二・一二 四六〇二・一九	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び 図案	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	その他のもの その他のもの （厚さが八ミリメートル以上、面積が一平方メートル未満のもので、かつ、いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製の畳表を有するものに限る。） その他のもの	植物性材料製のもの 竹製のもの 藤製のもの その他のもの 瓶用のわらづと その他のもの 畳床 その他のもの	四・七四%	A A B 5 G	A A A A
------	------	------	---------	-------------------------------	---	-------------------------	------------------------------	--	--	-------	-----------	---------

第五四類	第五三類	第五二類	第五一類	五〇・〇七	五〇〇六・〇〇	五〇〇五・〇〇	五〇〇四・〇〇	五〇〇三・〇〇	五〇〇二・〇〇	五〇〇一・〇〇	第五〇類
品 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	綿及び綿織物	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	絹織物	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	絹糸及び絹紡糸（小売用にしたものを除く。）	絹糸（絹紡糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。）	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	野蚕のもの その他のもの	繭（繰糸に適するものに限る。） 生糸（よつてないものに限る。）	絹及び絹織物
A	A	A	A	A	A	A	A	X	A	X	

第六三類	第六二類	第六一類	第六〇類	第五九類	第五八類	第五七類	第五六類	第五五類
紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	メリヤス編物及びクロセ編物	製品 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	ウオツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	人造繊維の短繊維及びその織物
A	A	A	A	A	A	A	A	A

第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品		
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）		
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トキヤップを有するものに限る。）		
	スキー靴		
	その他のもの		
六四〇一・九二	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）		
	スキー靴		
	その他のもの		
六四〇一・九九	その他のもの		
	ひざを覆うもの		
	その他のもの		
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		
	スポーツ用の履物		
六四〇二・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ		
	スキー靴		
	スノーボードブーツ		
		八%	
		B 7	X
		六・七%	
		B 7	X
		六・七%	
		B 7	X
		六・七%	
		B 7	X

六四〇二・一九	その他のもの	六・七%	B	7
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。） その他の履物	六・七%	B	7
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの 保護用の金属製トーキヤップを有するもの その他のもの	六・七%	B	7
六四〇二・九九	その他のもの 短靴 保護用の金属製トーキヤップを有するもの その他のもの	八%	B	7
六四・〇三	その他のもの 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。） スポーツ用の履物	八%	X	
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ	X	X	
六四〇三・一九	その他のもの	X	X	
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。） 室内用履物 その他のもの	二・六%	B	10
		二・四%	B	10

六四〇三・四〇	<p>その他の履物（保護用の金属製トーチヤップを有するものに限る。）</p> <p>本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の履物（本底が革製のものに限る。）</p> <p>くるぶしを覆うもの</p> <p>室内用履物</p> <p>その他のもの</p> <p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p> <p>その他のもの</p>	二二・六%	B 10	X	B 10	X	B 10	X	B 10	B 10
六四〇三・五九	<p>その他のもの</p> <p>スリッパその他の室内用履物</p> <p>スリッパ</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p> <p>その他のもの</p>	二二・六%	B 10	X	B 10	X	B 10	X	B 10	B 10
六四〇三・五一	<p>その他の履物（本底が革製のものに限る。）</p> <p>くるぶしを覆うもの</p> <p>室内用履物</p> <p>その他のもの</p> <p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p> <p>その他のもの</p>	二二・六%	B 10	X	B 10	X	B 10	X	B 10	B 10
六四〇三・九一	<p>その他の履物</p> <p>くるぶしを覆うもの</p> <p>本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）</p> <p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p>	二二・六%	B 10	X	B 10	X	B 10	X	B 10	B 10

六四〇三・九九	その他のもの その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの	二二・六%	B 10
六四〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。） 履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物 その他のもの 甲に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）	二四%	B 10
六四〇四・一九	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの	二・六%	B 10
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの	八%	B 7
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの	二四%	B 10

六四・〇五	その他の履物	その他のもの	その他のもの	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	その他のもの	その他のもの	その他のもの	これらに類する用途に供する履物を除く。）	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	その他のもの	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）	キャンバスシューズ	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	その他のもの	甲に毛皮を使用したもの	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	その他のもの	地下たび及びキャンバスシューズ	その他のもの	その他のもの	
		六・七%	二四%	一七・三%	二四%	八%	六・七%														
		B 7	X B 10	X B 10	X B 10	B 7	B 7														X

六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの 本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。） 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） その他のもの	二四％	X B 10
六四〇五・二〇	甲が紡織用繊維製のもの		A A B 7
六四〇五・九〇	その他のもの 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの 甲に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） その他のもの 本底が革製のもの 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） その他のもの	二四％	X B 10

第六六類	第六五類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	<p>六四・〇六 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品</p> <p>六四〇六・一〇 甲及びその部分品（芯を除く。）</p> <p>革製のもの及び毛皮を使用したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>六四〇六・二〇 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>六四〇六・九一 木製のもの</p> <p>毛皮を使用したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>六四〇六・九九 その他の材料製のもの</p> <p>革製のもの及び毛皮を使用したもの</p> <p>その他のもの</p>		<p>三・四%</p> <p>三・四%</p> <p>三・四%</p> <p>三・四%</p> <p>八%</p>
A	A		<p>B 7 X B 7 X B 7 B 7 X A B 7</p>		

第七七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品								
第六八類	石、プラスタ、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品								
第六九類	陶磁製品								
第七〇類	ガラス及びその製品								
七〇・〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊								
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）								
七〇・〇三	鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）								
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）								
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）								
七〇・〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）								
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	A
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス	A
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	A
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンブルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらに類する物品	A
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	A
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	A
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	A
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに	A

第七一類	七〇・一七 七〇・一八	<p>類する装飾用のものに限るものとし、裏貼りしてあるかないかを問わない。)、ステン ドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類す る形状の多泡ガラス</p> <p>理化学用又は衛生用のガラス製品(目盛りを付してあるかないかを問わない。)</p> <p>ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこ れらの製品(身辺用模造細貨類を除く。)、ガラス製の眼(人体用のものを除く。)、 ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品(身辺用模造細貨類を除く。)並びに ガラス製のマイクロスフィア(直径が一ミリメートル以下のものに限る。)</p> <p>ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨</p> <p>ガラス製のマイクロスフィア(直径が一ミリメートル以下のものに限る。)</p> <p>その他のもの</p> <p>貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ガラス繊維(グラスウールを含む。)及びその製品(例えば、ガラス繊維の糸及び織 物)</p> <p>その他のガラス製品</p>	六・六%	A A A B 5	A A A B 10
七二・〇一	七〇・一九 七〇・二〇 七〇・二一 七〇・二二 七〇・二三 七〇・二四 七〇・二五 七〇・二六 七〇・二七 七〇・二八 七〇・二九 七〇・三〇	<p>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製 品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>天然又は養殖の真珠(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないも</p>			

七二・〇二	のとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)	A
七二・〇三	ダイヤモンド(加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。)	A
七二・〇四	貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石(ダイヤモンドを除く。)	A
七二・〇五	又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石(ダイヤモンドを除く。)	A
七二・〇六	又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石(ダイヤモンドを除く。)	A
七二・〇七	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	A
七二・〇八	銀(金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	A
七二・〇九	銀を貼った卑金属(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	A
七二・一〇	金(白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	A
七二・一一	金を貼った卑金属及び銀(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	A
七二・一二	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	A
	白金を貼った卑金属、銀及び金(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	A
	金属のくず(貴金属又は貴金属を貼ったものに限る。)	A
	及び主として貴金属の回収に使	A

第七二類	<p>七二・一三 用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。） 身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。） 貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わ ない。）</p> <p>七二・一三・一一 銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを 問わない。）</p> <p>七二・一三・一九 その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は貼ってあるかない かを問わない。）</p> <p>白金製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は貼ってあるかない かを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>七二・一三・二〇 貴金属を貼った卑金属製のもの</p> <p>七二・一四 細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）</p> <p>七二・一五 その他の製品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）</p> <p>七二・一六 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品</p> <p>七二・一七 身辺用模造細貨類</p> <p>七二・一八 貨幣</p>
鉄鋼	
	<p>二・〇八%</p> <p>二・一六%</p> <p>二・一六%</p>
A	<p>A A A A A B B B</p> <p>10 10 10</p>
	<p>G G G</p> <p>G</p>

第七三類	鉄鋼製品		A
第七四類	銅及びその製品 銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅） 粗銅及び電解精製用陽極銅 精製銅又は銅合金の塊 精製銅		A A
七四〇一・〇〇			A
七四〇二・〇〇			A
七四・〇三			A
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片	一キログラム	A
七四〇三・一二	ワイヤバー	につき、課税	A
七四〇三・一三	ビレット	価格と五〇〇	B
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの		円との差額	7
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		（その率が三
			%の従価税率
			より高いとき
			は、当該従価
			税率）

七四〇三・一九	その他のもの	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	
	精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）	
	その他のもの	
七四〇三・二一	銅合金	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	
七四〇三・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）	
七四〇三・二九	銅・すず合金（青銅）	
七四〇四・〇〇	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	
七四〇五・〇〇	銅のくず	
七四〇六	銅のマスターアロイ	
	銅の粉及びフレーク	
	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その率が三%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	
A	B	A
A	10	

第七五類	<p>七四・〇七 銅の棒及び形材</p> <p>七四・〇八 銅の線</p> <p>七四・〇九 銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>七四・一〇 銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏貼りしてあるかないかを問わない。）</p> <p>七四・一一 銅製の管</p> <p>七四・一二 銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）</p> <p>七四一三・〇〇 銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）</p> <p>七四・一五 銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品</p> <p>七四・一八 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）</p> <p>七四・一九 その他の銅製品</p>
ニッケル及びその製品	
A	A A A A A A A A A A A

第七六類	アルミニウム及びその製品		A	
第七八類	鉛及びその製品		A	
第七九類 七九・〇一	亜鉛及びその製品 亜鉛の塊 亜鉛（合金を除く。）			
七九〇一・一一	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの 課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額（その率が一キログラムにつき四円三〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10	

七九〇一・一二	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの 課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	A
七九〇一・二〇	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	A
七九〇二・〇〇		A
七九・〇三		A
七九〇四・〇〇		A
七九〇五・〇〇		A
七九〇七・〇〇		A
		A
	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額（その率が一キログラムにつき四円三〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10

第八八類	第八七類	第八六類	第八五類	第八四類	第八三類	第八二類	第八一類	第八〇類
航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	各種の卑金属製品	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	すず及びその製品
A	A	A	A	A	A	A	A	A

第八九類	船舶及び浮き構造物		A	
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品		A	
第九一類 九一・〇一	時計及びその部分品 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を貼った金属を使用したものに限る。）		A	
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）		A	
九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）		A	
九一・〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）		A	
九一・〇五 九一・〇六 九一・〇七・〇〇 九一・〇八	その他の時計（携帯用時計を除く。） 時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー） タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。） ウォッチムーブメント（完成品に限る。）		A A A A A	

第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品		A	
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品		A	
第九四類	<p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>航空機に使用する種類の腰掛け</p> <p>自動車に使用する種類の腰掛け</p> <p>回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）</p> <p>藤、オーゾア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け</p> <p>竹製又は藤製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）</p>		A A A A A A	
九四〇一・五一			A	
九四〇一・五九			A	

九四〇一・六一	アップホルスターのもの	A
九四〇一・六九	その他のもの	A
九四〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）	A
九四〇一・七九	アップホルスターのもの	A
九四〇一・八〇	その他のもの	A
九四〇一・九〇	その他の腰掛け 部分品	A
	革製のもの	B 7
	その他のもの	A
九四〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用椅子）及び理髪用椅子その他これに類する椅子で回転し、傾斜し、かつ、上下するた めの機構を有するもの並びにこれらの部分品	A
九四〇三	その他の家具及びその部分品	A
九四〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プ フ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかな いかを問わない。）及びマットレスサポート	A
九四〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むもの とし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイ ン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当	A

三・八%

九四〇六・〇〇	するものを除く。 プレハブ建築物	A A	
第九五類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	A	
第九六類 九六・〇一	雑品 アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	A	
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	A	
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	A	
九六〇四・〇〇	手ふるい	A A	

九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	五・二八%
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	B
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品	7
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	G
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テールラスチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	A
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	A
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	A
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないか	A

第九七類	美術品、収集品及びこつとう	A
九六一四・〇〇	を問わない。)及びその部分品(着火石及び芯を除く。) 喫煙用パイプ(パイプポールを含む。)、シガーホルダー及びシガレットホルダー並び にこれらの部分品	A
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグ リップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品(第八五・一六項の物品を除く。)及 びこれらの部分品	A
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及 びパッド	A
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器(ケース入りのものに限る。)及びその部分品(ガラス製の内 部容器を除く。)	A
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用 品で作動するもの	A

第三節 関税割当て及び品目証明書に関する運用上の手続

第一条 定義

この節の規定の適用上、

- (a) 「輸出締約国の権限のある当局」とは、ペルーの通商観光省をいう。
- (b) 「輸入締約国の権限のある当局」とは、日本国の農林水産省をいう。
- (c) 「輸出締約国の発給当局」とは、次条1(a)又は第三条に規定する証明書の発給に責任を負うペルーの当局をいう。

第二条 関税割当て

1 第一節2(f)(i)(C)、(g)(i)(C)、(j)(i)(C)及び(k)(i)(C)の規定の適用上、次のとおりとする。

- (a) 輸出締約国の発給当局は、第一節2(f)(i)(C)、(g)(i)(C)、(j)(i)(C)及び(k)(i)(C)に規定する輸出締約国が発給する証明書を英語によりそれぞれの輸出について発給する。

- (b) この協定の効力発生の際に、輸出締約国の権限のある当局は、(a)に規定する証明書の書式、輸出締約国の発給当局の名称及び証明書に使用する印章の図案を輸入締約国に通報する。輸出締約国の権限のある当局は、それらの変更について輸入締約国に通報する。通報は、受領の確認を伴う方法により行う。

- (c) (a)に規定する証明書には、次の事項についての記載を必ず含めるものとする。

- (i) 証明書番号

- (ii) 輸出者の名称及び住所
- (iii) 輸入者の名称及び住所
- (iv) 品名
- (v) 統一システムの関税分類番号
- (vi) 数量（計量単位）
- (vii) 有効性（有効期間の開始及び満了の日付。それらの日付は、同一の年とする。）
- (viii) 輸出締約国の発給当局の職員による署名及び輸出締約国の発給当局の印章並びに発給日
- (d) 輸出締約国の発給当局は、(a)に規定する証明書の偽造を防止するために必要な措置をとる。
- (e) 第一節2(f)、(g)、(j)及び(k)に規定する関税割当ての証明書の申請を行う場合には、(a)に規定する証明書において輸入者として名称が記載された輸入者が(a)に規定する証明書を輸入締約国の権限のある当局に提出するものとする。

2 第一節2(h)及び(i)の規定の適用上、輸入者は、輸入締約国の権限のある当局に関税割当ての証明書を申請するものとする。ただし、輸入者は、1(a)に規定する証明書を取得することは要求されない。

- 3 関税割当ての運用上、両締約国は、関連する事項について情報を交換すべきである。交換する情報は、1(e)及び2に規定する関税割当ての証明書であつて、輸入締約国の権限のある当局によつて発給されるものの発給に関する情報及び割り当てられた総量に関する情報（当該割り当てられた総量に関する情報は、当該関税割当てを行つた月の翌月末までに交換すべきである。）を含むものとする。
- 4 この条の規定に関連して生ずる問題の解決に当たつては、両締約国は、両締約国の権限のある当局を通じて協議を行うことができる。

第三条 品目証明書

- 1 日本国の表の5欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品について、この附属書に従つて関税上の特惠待遇を要求する輸入者は、輸出締約国によりそれぞれの輸出について発給された証明書を輸入締約国の税関当局に提出する。
- 2 輸出締約国の発給当局により発給された衛生についての証明書又は輸出締約国の発給当局により正当に認証されたその写しにおいて産品を特定する詳細の欄に次の事項が記入されている場合には、当該証明書又は当該写しは、品目証明書として用いられる。

- (a) 1に規定する原産品が分類される品名であつて、日本国の表の2欄に定めるもの
- (b) 仕入書の番号及び日付
- 3 輸出締約国は、この協定の効力発生の際に、品目証明書の書式、輸出締約国の発給当局の名称及び品目証明書を発給できる職員の氏名を記載した登録簿並びに品目証明書の発給のために使用される署名及び印章の見本及び図案を輸入締約国に通報する。輸出締約国は、輸入締約国にそれらの変更について通報する。通報は、受領の確認を伴う方法により行う。
- 4 輸出締約国の発給当局は、品目証明書の偽造を防止するために必要な措置をとる。
- 5 (a) 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある当局に対し、品目証明書が真正なものであるか又は品目証明書に含まれる情報が正確なものであるかについての確認を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、その要請の受領の日の後九十日以内に、要請された情報を提供する。
- (b) 輸入締約国の税関当局は、次の場合には、この附属書に従つて関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- (i) 輸出締約国の権限のある当局が、輸入締約国の税関当局からの要請を受領した日の後九十日以内に

回答しない場合

(ii) 輸入締約国の税関当局に提供された情報が、品目証明書が真正なものであること又は品目証明書に含まれる情報が正確なものであることを判断するのに十分でない場合

6 輸入締約国の税関当局は、その要請に対する回答があるまでの間、問題とされる品目証明書の対象となる産品についてこの附属書に従って関税上の特惠待遇を与えることを停止することができる。ただし、その停止が、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。

7 この条の規定に関連して生ずる問題の解決に当たっては、両締約国は、輸出締約国の権限のある当局及び輸入締約国の税関当局を通じて協議を行うことができる。

(第三編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)